

令和5年度随時監査（工事監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項、三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号、三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）第5条第2項及び令和5年度三浦市監査年間計画（令和5年3月27日監査委員合議決定）第2項第1号イに基づく令和5年度随時監査（工事監査）を実施し、当該監査の結果に関する報告を別添令和5年度随時監査（工事監査）結果報告書のとおり決定したので、同法第199条第9項及び三浦市監査基準第19条第1号の規定に基づきこれを公表します。

令和6年2月28日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

令和5年度

隨時監査（工事監査）
結果報告書

三浦市監査委員

【 監査の目的 】

本市が発注する工事事務及び施工が適正かつ効率的に執行されているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号に規定する財務監査）

3 監査の対象部課等

上下水道部給水課

4 監査の対象工事

令和5年度老朽管更新事業 宮川町・向ヶ崎町地内配水管布設替工事（令和4年度及び令和5年度に工事請負契約を締結した工事に関する事務で監査実施日現在に未完成予定のもの。ただし、契約金額が130万円を超える工事の中から抽出した。）

5 監査の実施期間

令和5年12月1日から令和6年2月22日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第2分館2階監査委員事務局及び監査対象工事の工事現場

7 監査の主な実施手続

- (1) 提出資料及び提出書類から当該工事に係る事務が法令等に従って執行されているか調査を行った。
- (2) 工事技術の調査に当たっては、専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、計画、設計、積算、施工等に関し、総合的、専門的に調査を行った。
- (3) 前2号の調査の結果を基に関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施した。
- (4) 技術士より調査結果に関し「令和5年度工事技術調査結果報告書」により報告を受け、内容の確認を行った。

8 監査実施上の着眼点

(1) 計画

- ア 事業決定の手続は、適正に行われているか。
- イ 建築工事の申請書類等は、適切に整備されているか。
- ウ 道路、河川等の管理者及び鉄道、電気、ガス、水道等の事業者との協議は行われているか。
また、交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議が行われているか。
- エ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

- オ 関連工事相互間の調整は、適切に行われているか。
- カ 当該工事について予算と整合がとれているか。
- (2) 設計
 - ア 事業目的に適合した設計となっているか。
 - イ 法令等に適合した設計となっているか。
 - ウ 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は、適切に行われているか。
 - エ 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。
 - オ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は、的確に作成されているか。
 - カ 工期の設定は、適切に行われているか。
 - キ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
 - ク 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計となっているか。
 - ケ 高齢者、障害者等利用者の立場に立った設計となっているか。
 - コ 健康に留意した建築資材の使用に努めているか。
 - サ 維持管理が容易な設計となっているか。
- (3) 積算
 - ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は、適切に行われているか。
 - イ 歩掛及び単価は、適正であるか。
 - ウ 数量及び金額は、正確であるか。また、その算出根拠は、明確であるか。
 - エ 資材等の単価は、実勢価格を適切に反映しているか。
 - オ 諸経費は、適切に算出されているか。
 - カ 排出される有価物は、適切に積算に反映されているか。
- (4) 契約
 - ア 契約の方法及び手続は、適正になされているか。
- (5) 施工
 - ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は、適正に行われているか。
 - イ 工事施工計画は、適切であるか。
 - ウ 設計図書どおり施工されているか。
 - エ 法令等を遵守して施工されているか。
 - オ 一括下請負は、なされていないか。
 - カ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は、整備されているか。
 - キ 各種検査、材料試験等は、適切に行われているか。また、その記録は、整備されているか。
 - ク 現場の安全管理は、適切に行われているか。
 - ケ 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は、適切に行われているか。
 - コ 工程管理及び品質管理は、適切に行われているか。
 - サ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は、適切であるか。
 - シ 工事が遅延した場合の措置は、適切に行われているか。
 - ス 関連工事との連絡調整は、適切に行われているか。
 - セ 環境に配慮した施工がなされているか。

9 重点監査項目

当該監査では、対象工事1件に関し、前項に定める監査実施上の着眼点に基づき監査するため、

重点監査項目は特に設定しない。

10 対象工事の概要等

別添「令和5年度工事技術調査結果報告書」のとおり。

11 監査の結果

前記1から10までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた（詳細については、上記「令和5年度工事技術調査結果報告書」を参照）。

なお、同工事技術調査結果報告書の中に示された提案事項等に関しては、今後の業務の執行に活かし、引き続き工事の品質確保に努められたい。

（ 以 上 ）